

令和3年10月22日

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について
～東京都のリバウンド防止措置期間の解除を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長
福生市長 加藤 育 男

東京都の「リバウンド防止措置期間」が令和3年10月24日（以下「期日」という。）をもって解除されることに伴い、期日後の福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおりとする。

区 分	対 応
時間外開庁等（市役所及び保健センター）	通常どおりの対応とする。
公共施設	通常どおりの対応とする。ただし、感染症対策上その他必要と認めるときは、施設の利用を制限することができる。
学校（小・中学校）	感染防止対策を講じたうえで、通常ので教育活動を行うものとする。
保育園	感染防止対策を講じたうえで、通常どおりの対応とする。
学童クラブ	感染防止対策を講じたうえで、通常どおりの対応とする。
ふっさっ子の広場	学校の対応に準ずるものとする。
イベント等	新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。
市職員の体制	必要に応じ、「交代制在宅勤務」又は「時差出勤」を行うなど、感染拡大防止に努めるものとする。
会議	感染拡大防止措置を講じ、通常どおりの対応とする。ただし、必要と認めるときは、オンライン、書面開催等により会議を行うことができる。
出張等	感染症対策を講じ、行動するものとする。

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。